

米トレーサビリティ法の概要

米・米加工品の取引等を行った事業者は、取引等の記録・保存、販売先への産地情報の伝達が必要となります。

1 取引記録の作成と保存 ～平成22年10月1日取引分から適用～

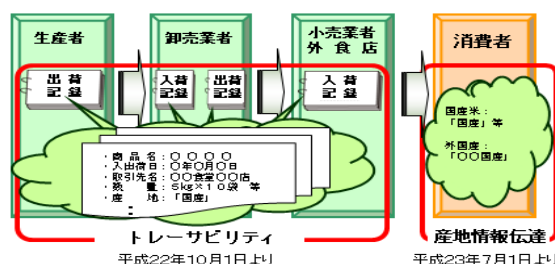
事業者間で取引等を行った場合、取引記録の作成・保存が必要となります。一般消費者に販売した場合の記録は不要です。

(1) 取引情報の記録が必要となる品目は、

米穀、米粉、米こうじ、米菓生地などの中間製品、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

(2) 記録事項は、

品名、産地、数量、年月日、取引先、搬出入の場所、用途



2 産地情報の伝達 ～平成23年7月1日生産者出荷分から適用～

事業者間で取引を行った場合、または一般消費者に販売・提供した場合には産地情報の伝達が必要です。

(1) 伝達が必要となる品目は、

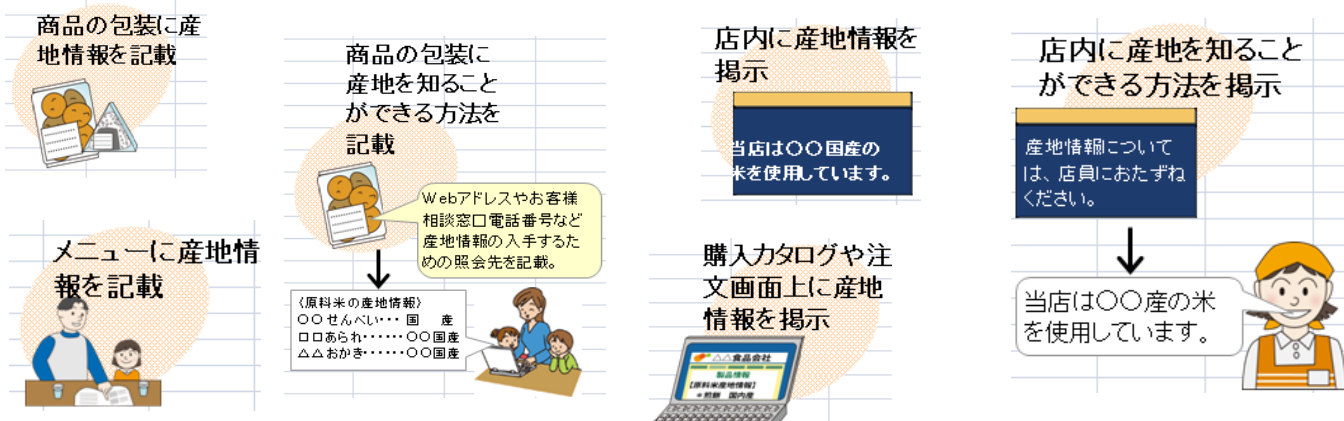
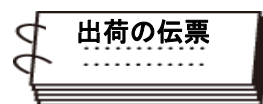
1の取引記録の作成が必要となる品目と同じ。ただし非食用のものは対象外。

(2) 伝達方法は、

◎ 事業者間取引の場合

・ 商品の包装または容器に産地を記載。 ・ 取引時の伝票等への記載。

◎ 一般消費者への販売・提供の場合



お問い合わせ先

中国四国農政局食糧部計画課 TEL:086-223-3135

農林水産省ホームページ: <http://www.maff.go.jp>